

福津市教育委員会後援名義取扱い要綱
(令和6年3月22日福津市教育委員会告示第2号)

(趣旨)

第1条 この告示は、福津市教育委員会(以下「委員会」という。)が行う後援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援の内容)

第2条 後援は、委員会名義の使用許可のみとする。

(後援の基準)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事業について後援を行うことができる。

- (1) 市民を対象とした社会教育又は生涯学習のための事業
- (2) 学術、教育、文化、スポーツその他公共の福祉の向上に寄与する事業
- (3) 生涯学習によるまちづくり推進のための事業
- (4) 子どもの健全育成に寄与する事業
- (5) その他委員会が適当と認める事業

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、次の各号に掲げる事業については、後援を行わない。

- (1) 営利又は商業宣伝を主たる目的とした事業
- (2) 団員・会員募集を主たる目的とした事業
- (3) 政治的・宗教的活動を主たる目的とした事業
- (4) 福津市暴力団等追放推進条例(平成21年福津市条例第17号)第2条第2号から第5号までに掲げる者が主催又は共催する事業
- (5) 過去において、この要綱に掲げる事項に違反した事業又は個人、団体等
- (6) 委員会の基本的な教育方針に合致しないと認められる事業
- (7) 福津市が後援し、委員会が重ねて後援する効果を認めない事業
- (8) その他委員会が後援を行うことが不適當と認める事業

(申請)

第4条 後援名義使用の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、福津市教育委員会後援名義使用申請書(様式第1号)に、事業計画書その他必要な書類を添えて、開催日の1月前までに委員会に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第5条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、後援名義使用の可否を決定し、福津市教育委員会後援名義使用等決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 委員会は前項の許可決定に際し、条件を付することができる。

3 前2項の決定に関する審査については、当該事業又は団体に係る課長の意見

を聴くこととする。

(後援名義使用の期間)

第6条 後援名義使用の許可を受けた者は、許可決定を受けた日から当該事業が終了するまでの間、後援名義を使用することができる。

(内容変更の届出)

第7条 後援名義使用の許可を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合や該当する事業を行わなくなった場合は、福津市教育委員会名義後援変更届(様式第3号)を速やかに委員会に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第8条 委員会は、後援名義使用の許可を受けた事業が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 当該申請に偽りがあったとき。

(2) 第3条第2項各号のいずれかに該当する事由が判明したとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 前条に定める手続を怠ったとき。

(5) 内容に著しい変更があったとき。

(6) その他委員会が後援を行うことが適当でないと認める事由が判明したとき。

2 委員会は、前項の規定により後援名義使用の許可を取り消したときは、福津市教育委員会後援名義使用取消通知書(様式第4号)により、通知するものとする。

(事業完了の報告)

第9条 後援名義使用の許可を受けた者は、当該事業終了後2週間以内に福津市教育委員会名義後援事業報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、委員会に報告しなければならない。

2 前項の事業報告書について、期限までに提出できない場合は、60日を限度として延長することができるものとする。ただし、委員会にその旨を連絡しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日の前日までに、福津市教育委員会後援取扱い要領の規定によりなされた決定、処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。